

競 技 注 意 事 項

1. 競技規則について

本大会は、2017年度日本陸上競技連盟競技規則および本大会注意事項により行う。

2. 練習について

- (1) 練習は第2陸上競技場及び競技役員が指定する場所と時間帯で行う。
- (2) 投てきおよび跳躍競技は、競技役員が指示により主競技場で練習を行う。

3. 招集について

- (1) 招集所はすべての種目において、第二競技場（サブトラック）倉庫前とする。
必ずコールを受けてから出場すること。
- (2) 招集開始時刻と完了時刻は、当該種目の競技開始時刻を基準に次の通りとする。

	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック種目	30分前	20分前
フィールド種目	40分前	30分前

(3) 招集の手順

- ①代理人による最終点呼は認めない。ただし、出場競技者が他の競技に出場中で招集出来ない場合は、代理人がその旨を競技者係に説明し、指示に従う。
- ②リレー種目においては、招集完了時刻の1時間前までにリレーオーダー用紙に記入し、招集所に提出する。（1チームにつき2部提出）
- (4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該種目を棄権したものとみなして処理をする。
- (5) 競技場所へは係員の誘導、指示により入場する。

4. 競技について

- (1) 短距離走では、競技者の安全のため、フィニッシュライン通過後も自分の割り当てられたレーン（曲走路）を走ること。
- (2) トラック競技でレーンを使用する場合、欠場者のレーンはそのままあけておく。
- (3) レーンで行うリレーの競技者は、ダッシュマークとして自分のレーンに粘着テープによって1カ所印をつけてもよい。
その印は、最大50mm×400mmまでで、各自チームの競技者が必ず取り除くこと。
なお、加速ゾーンを使用してもよい。
- (4) 走幅跳では、主催者が提供したマーカーを助走路外におくことができる。走高跳で助走や跳躍の際、主催者が承認したものをおくことができる。
- (5) フィールド競技において2ピット（2つの競技場所）が必要と判断した場合は2つの競技場所で行う場合がある。
- (6) 走幅跳では、審判長の判断によりパスラインを設けることがある。
- (7) 走高跳の跳躍スタイルは片足踏切とし、空中スタイルは「はさみ跳」スタイルとする。
- (8) ボーテックス投はジャベリックボール投に名称を変更し、やり投げピットで行い助走距離は15m以内とする。
- (9) トラック競技とフィールド競技が重なって出場している競技者は、トラック種目を優先させる。なお、跳躍審判長または跳躍主任にその旨を説明し、許可を得なければならない。
- (10) スタートルールについては、全国小学生大会ルール（同じ競技者が2回の不正スタートをしたとき、その競技者を失格）とする。

5. 助力について

競技中、競技者は助力を受けてはならない。

助力を受けている競技者は審判長によって注意され、繰り返し行われている場合には、その種目から除外される。

(1) 競技者が携帯電話などの通信機器を競技場内に持ち込むこと。

(2) 競技者以外の者が、競技場内に入り、助言・援助すること。

6. 競技用具について

競技用具は、主催者が準備したものを使用すること。

7. 走高跳のバーの上げ方について

種目	練習	1	2	3	
走高跳 (男子)	1. 10	1. 15	1. 20	1. 25	1 m 35までは、5 cmごと それ以後は3 cmごと
走高跳 (女子)	1. 05	1. 10	1. 15	1. 20	1 m 25までは、5 cmごと それ以後は3 cmごと

※天候などの条件により審判長の判断により変更する場合がある。

8. 一般注意事項

(1) 記録は正面玄関2Fの記録掲示場所に掲示する。

(2) 競技会期間中、競技場で発生した傷害や疾病は応急措置を行うが、その後の責任は負わない。

(3) 記録証を希望する競技者は、記録証係に記録証交付願および交付料(500円)を添えて申し込む。(記録証交付願は受付に用意する)

(4) 競技場は常に清潔保持に努め、紙くずなどは各自で持ち帰り処分すること。

また、荷物など所持品は各自責任を持って管理し、盗難には十分に注意すること。

(5) プログラムは受付にて、一部につき500円で販売する。

(6) 更衣室は第2陸上競技場の男子・女子更衣室を利用することができる。ただし、貴重品は各自で保管すること。紛失、盗難に関して主催者側は一切の責任を負わない。

(7) 大会期間中に届けられた物品(遺失物)については、一時的に大会本部にて保管する。大会終了後はアミノバリューホール1Fの管理事務室に問い合わせること。

(8) 駐車場については、県陸協HP等に掲載されている場所を使用し、近隣及び他の車両の迷惑にならないように注意すること。

(9) 競技の結果または競技実施に関する抗議は、抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限りすることができる。競技規則第146条に従って定められた時間内に、競技者自身またはチームを公式に代表する者が審判長(本部席の担当総務員に申し出る)に対して口頭で行い指定された控え室で待機する。